

短期入所生活介護利用契約書

（契約の目的）

第 1 条

介護老人保健施設所沢ロイヤルの丘（以下「当施設」という。）は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように短期入所生活介護サービスを提供します。一方、利用者、利用者の身元引受人あるいは当施設が求める連帯保証人（以下「身元引受人等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（身元引受人）

第 2 条

利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。

- ① 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に受診又は入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 短期入所生活介護利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合のご遺体の引取をすること。
- 3 身元引受人が当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。
- 4 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（適用期間）

第 3 条

本契約は、利用者が短期入所生活介護利用契約書を当施設に提出したのち、効力を有します。但し、身元引受人等に変更があった場合は、新たに契約を得ること、あるいは所定の変更用紙を身元引受人が提出することとします。

- 2 利用者は、利用開始予定日から 7 日間以上の猶予をおいて、当施設に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば「居宅サービス計画」を変更して短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、当施設は居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は、原則として利用開始日の 10 時以降に入所し、利用終了日の 16 時までに退所するものとします。

- 4 利用者は、利用期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、既に定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

（短期入所生活介護計画）

第 4 条

利用期間が4日以上の場合、当施設は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。当施設は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得、交付します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）

第 5 条

短期入所生活介護の提供場所は医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘です。

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】の通りです。当施設は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 当施設は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合、当施設に申し入れることができます。その場合、当施設は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）

第 6 条

当施設は、短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、当施設は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等を家族に説明します。
- 3 当施設は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 4 当施設は利用者が前項の記録の閲覧、複写物を求めた場合には、事業所の規程に準じ、閲覧いただき、複写物を交付いたします。（別途料金がかかる場合があります。）但し、身元引受人等その他の者（利用者の代理人を含む。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合、閲覧、謄写に応じないことができます。

(サービス利用にあたっての禁止事項)

第 7 条

下記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

- ① 職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
 - パワーハラスメント例
 - ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
 - ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝等の威圧的な態度、理不尽な要求 等
 - セクシャルハラスメント例
 - ・必要もなく体を触る、手を握る、性的な写真や映像を見せる、性的な話をする 等
 - カスタマーハラスメント例
 - ・土下座を強要する、当施設に責任のない事由に対し執拗に謝罪を要求する 等
- ③ 無断で職員の写真や動画を撮影する、無断で録音等を行う、またその情報を無断で SNS 等インターネットに投稿する 等
- ④ その他前各号に準ずる行為

(利用料金)

第 8 条

利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、本契約に基づく短期入所生活介護サービスの対価として、重要事項説明書に記載している利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額、及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額の改定、利用者の限度額認定証の取得状況に変更があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を、翌月 15 日頃までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対し、当月の料金の合計額を翌月 23 日（土日祝の場合、翌営業日）に支払います。尚、支払いの方法は口座振替（引落し）を原則とします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人等から、1 項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。（領収書の再発行は致しません、大切に保管して下さい。）
- 4 利用者又は身元引受人等の極度額（責任保証の上限）は 200 万円とします。

(利用開始前のサービスの中止)

第 9 条

利用者は、当施設に対して、利用開始予定日の 10 時までに通知をすることによりサービス利用を中止することができます。

（中途終了）

第 10 条

利用者は、当施設に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 当施設は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。

3 第 1 項、第 2 項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。

（当施設からの解除）

第 11 条

当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所生活介護の提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合
- ④ 利用者及び身元引受人等が当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ⑥ 当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合
- ⑦ 第 2 条第 1 項から第 3 項に掲げる身元引受人の義務を怠り、もしくは放棄した場合
- ⑧ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ⑨ 利用者が死亡した場合

（身体の拘束等）

第 12 条

当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録等に記載します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第 13 条

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人等若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱

います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととなります。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為等によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 14 条

当施設は、短期入所生活介護を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連携）

第 15 条

当施設は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 当施設は、この契約書の内容を介護支援専門員に速やかに連絡します。
- 3 当施設は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合はその内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第 10 条第 2 項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

（要望または苦情等の申し出）

第 16 条

当施設は、利用者、身元引受人または利用者の親族からの相談、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（賠償責任）

第 17 条

短期入所生活介護サービスの提供に伴って当施設の責任による事由により、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責任による事由により、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 18 条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞ 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
短期入所生活介護事業所
＜事業所番号＞ 1172501601
＜住 所＞ 埼玉県所沢市北野三丁目1番地16
＜代表者名＞ 理 事 長 矢 吹 甚 吾

利用者

＜住 所＞

＜氏 名＞

身元引受人

＜住 所＞

＜氏 名＞

（続柄 ）

(代理人)

＜住 所＞

＜氏 名＞

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 7 年 3 月 1 日現在＞

1 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 短期入所生活介護事業所 概要

（１）提供できるサービスの種類

併設型ユニット型短期入所生活介護（Ⅰ）及び付随するサービス

（２）施設の名称及び所在地等

施設名称	医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 短期入所生活介護事業所
所在地	埼玉県所沢市北野三丁目1番地16
法人名	医療法人 啓仁会
代表者名	理事長 矢吹 甚吾
電話番号	04-2947-1011
サービスの種類	併設型ユニット型短期入所生活介護（Ⅰ）
管理者名	中園 文子
介護保険事業者番号	1172501601

（３）施設の職員体制

職種	従業者	夜間	業務内容
医師（兼務）	1名以上		医学的管理
看護職員	2名以上		医学的管理に基づく看護
介護職員	8名以上	2名	介護に関する全般
※看護・介護職員の夜勤は、併設の介護老人保健施設の職員が兼務する事とする。			
機能訓練指導員	1名以上		リハビリテーション
生活相談員	1名以上		利用者及び代理者との相談・指導等
栄養士（兼務）	1名以上		栄養管理及び食品の安全衛生管理

（４）施設の設備の概要

定員	30名	浴室	一般浴室と特殊浴室があります。
居室（全室個室）	30室	医務室	1室
共同生活室	3室	介護材料室	1室
医務室	1室	洗濯室	1室
静養室	1室	汚物処理室	1室

2 サービスの内容

サービス項目	内 容
短期入所生活介護計画 の立案	入所中の生活の内容等の計画を立てます。
居室	全室個室です。
食事	朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～ 原則、各ユニットの食堂にておとりいただきます。
入浴	週に最低2回入浴していただけます。ただし状態に応じ、特別 浴又は清拭となる場合があります。
介護	計画に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、 施設内移動の付き添い等
機能訓練	原則、機能訓練室等にて機能回復訓練を行いますが、施設内で の全ての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
相談援助サービス	常勤の支援相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め 相談できます。
健康管理	サービス利用初日に簡単な健康チェックを行います。
理美容サービス	希望により理美容サービスを実施します。 料金は1回2,000円です。
レクリエーション	季節に応じた利用者交流会等の行事を行います。行事によっ ては、別途参加費がかかるものもあります。

3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◎協力医療機関

(1) 名称：医療法人啓仁会所沢ロイヤル病院

住所：埼玉県所沢市北野三丁目1番地11

電話：04-2949-3385

特徴：比較的軽度の症状（発熱、脱水症状、食欲不振、軽度の肺炎、腹痛等）や検査等是对応可能ですが、土日祭日はお受けできません。

(2) 名称：所沢白翔会病院

住所：埼玉県所沢市山口5095

電話：04-2933-2520

特徴：救急医療を担う病院です。骨折や急病を疑う場合、受け入れの相談をします。

※より高度な救急救命や治療が必要となる場合、利用者、身元引受人等の意思確認に応じて、他の専門医療機関に連絡、相談をさせていただきます。

◎協力歯科医院

(1) 名称：北田歯科医院

住所：埼玉県所沢市北野二丁目9番地1

電話：04-2947-6200

(2) 名称：医療法人社団新仁会小手指デンタルクリニック

住所：埼玉県所沢市小手指町五丁目7番地18

電話：04-2968-8241

4 施設利用に当たっての留意事項

面会	時間は9時から20時までです。18時（日曜日は17時30分）以降は施設裏の通用口をご利用ください。面会時は面会簿をご記入の上、面会札を目立つ場所に着用してください。また、感染症等の状況により制限をかけさせていただく場合があります。
外出・外泊	事前に届出をしてください。届出書は受付にあります。
飲酒	飲酒は原則お断りさせていただきます。
喫煙	施設内は全館禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
設備・備品の利用	定められた場所で注意をもって正しくご使用ください。
私物の持ち込み	品物によって制限させていただく場合があります。
貴重品の持ち込み	現金及び貴重品の持ち込みは原則禁止です。やむを得ない場合は必要最低限に留めて下さい。施設でのお預かりは致しません。貴重品の破損・紛失・盗難につきましては、一切責任を負いかねます。
施設外での受診	外泊時に受診される場合は事前にご連絡をお願いします。
宗教・政治活動	お断りいたします。
ペットの持ち込み	お断りいたします。
飲食物の持ち込み	医師、看護師にご相談ください。

※当施設が提供するサービスと直接関連のないご要望・ご相談等につきましては、ご期待に沿いかねる場合があります。

5 非常災害対策

① 防災設備

スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電報知器、カーテン布団等は防火性のあるものを使用しています。

② 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）

年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

③ 利用者を含めた総合避難訓練

年1回以上

④ 非常災害設備の使用方法的徹底

随時

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行

為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 サービス内容に関する相談・苦情

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：04-2947-1011

担当職員：支援相談員、施設介護支援専門員

(受付時間 月～土曜日 9時～17時まで)

② その他

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話：048-824-2568

所沢市役所介護保険課

電話：04-2998-9420

8 当施設のご利用におけるリスク説明

当施設では利用者の皆様が快適な生活を送れるよう、十分安全対策に努めておりますが、利用者様の身体状況や持ち合わせた病気、介護老人保健施設における身体拘束の原則禁止等の特徴から、偶発的な事故を完全に防ぐことは困難であることをご理解ください。

一般的に高齢者は下記のような特徴があります。

- ① 若年者と比較し筋力・体力が低下している。
- ② 骨粗しょう症などの影響から、骨が脆くなっている。
- ③ 加齢や認知症の影響から、判断能力の低下、口渇感に気付きにくく、脱水症状をきたしやすい。
- ④ 飲み込みの力が低下しており、誤嚥・誤飲による肺炎や窒息の危険性が高い。
- ⑤ 皮膚が薄く弱く、血管が脆いため、少しの衝撃で皮膚トラブルや出血を起こす。

当施設の生活においても、転倒による骨折や怪我、場合により命の危険を伴う事故等が生じる可能性があることをご承知おきください。

9 当施設における入浴提供について

当施設では、ご自宅での生活に沿ったサービスを提供する一環として、夕食後の夜間や日祭日の入浴を提供する取り組みを行っております。しかし、入浴に際しては、利用者様の身体的状況や持ち合わせた病気によって、入浴中に病状変化や、怪我等の偶発的な事態が生じる可能性があります。

夜間、日祭日は常駐医師が不在になるため、急な病状変化等に施設内で対応できない場合、救急外来を受診することもあり得ます。状況によっては、身元引受人等に受診先においていただく可能性があります。

上記を踏まえ、ご同意頂いた利用者様のみ、夜間及び日祭日の入浴サービスを提供致します。別紙同意書にて意思確認をさせていただきます。

＜短期入所生活介護利用料金表＞

1 短期入所生活介護費（1 日あたり）非課税

＜併設型ユニット型短期入所生活介護費Ⅰ＞

要介護度	基本料金	1 割負担
要介護 1	7,272 円	728 円
要介護 2	7,974 円	798 円
要介護 3	8,749 円	875 円
要介護 4	9,482 円	949 円
要介護 5	10,195 円	1,020 円

※連続して 61 日以上短期入所生活介護を利用した場合

要介護度	基本料金	1 割負担
要介護 1	6,921 円	693 円
要介護 2	7,644 円	765 円
要介護 3	8,418 円	842 円
要介護 4	9,152 円	916 円
要介護 5	9,865 円	987 円

2 加算 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

【サービス実施による加算】（1 日あたり）非課税

項目	単位	自己負担額
生活機能向上連携加算Ⅰ	回	104 円
機能訓練体制加算	1 日	13 円
個別機能訓練加算	1 日	58 円
看護体制加算Ⅰ	1 日	5 円
看護体制加算Ⅱ	1 日	9 円
看護体制加算Ⅲ(□)	1 日	7 円
介護体制加算Ⅳ(□)	1 日	14 円
医療連携強化加算	1 日	60 円
看取り連携体制加算	1 日	67 円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1 日	19 円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	1 日	207 円
若年性認知症受入加算	1 日	124 円
送迎加算（片道につき）	回	190 円
緊急短期入所受入加算	1 日	93 円
長期利用者に対する短期入所生活介護 ※入所 31 日目から減算する。 61 日以上は算定しない。	1 日	-31 円

口腔連携強化加算	月	52 円
療養食加算	1 食	9 円
在宅中重度者受入加算	1 日	425～433 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	1 日	3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ	1 日	5 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	月	104 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月	11 円
サービス提供体制加算Ⅰ	1 日	23 円
サービス提供体制加算Ⅱ	1 日	19 円
サービス提供体制加算Ⅲ	1 日	7 円

※「介護職員等処遇改善加算」として所定単位数×140／1000 が加算されご利用料金が発生いたします。

※上記の「自己負担額」は 1 割負担の概算表記です。2 割負担、3 割負担の方は各負担割合を乗じた額が目安となります。（その他の利用料を除く。）

3 その他の利用料（1 日あたり）

項目	内容	自己負担額
滞在費		2,340 円
食費（食事サービス費）	朝食	650 円
	昼食	920 円
	夕食	930 円
日用品費	清拭布・おしぼり・タオル・トイレットペーパー・ハットペーパータオル等	300 円
教養娯楽費	レクリエーション費用・新聞・雑誌等	200 円
理美容代		2,000 円
洗濯代	1 ヶ月	5,280 円
	日割り	176 円

※特殊な行事（外食等）を行なう場合は、別途実費相当額をご請求させていただくことがあります。

○ 利用中の中止

利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

令和 年 月 日

短期入所生活介護を利用するにあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事 業 者

＜所 在 地＞ 埼玉県所沢市北野三丁目 1 番地 1 6

＜名 称＞ 医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘
短期入所生活介護事業所

＜説明者氏名＞ _____

個人情報利用目的

(令和 7 年 3 月 1 日現在)

介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設において行われる学生の実習への協力
- 当施設において行われる事例研究
- 当施設のホームページ等への写真等の情報掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 外部監査機関への情報提供
- 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

同 意 書

医療法人 啓仁会
介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 施設長 殿

医療法人 啓仁会 介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘 短期入所生活介護事業所を利用するにあたり、短期入所生活介護利用契約書及び契約書別紙並びに短期入所生活介護重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で利用者並びに保証人の連署をもって同意いたします。

下記項目に ^{チェック} ☒ をお願いいたします。

- ☐ サービスの種類、内容、利用料
- ☐ 施設利用にあたっての留意事項
- ☐ 利用者の個人情報ならびに家族の個人情報等の利用目的
ホームページ等への写真掲載について
 - ☐ 同意する ☐ 同意しない
- ☐ 施設利用に伴う転倒・誤嚥等、回避しきれない事故等のリスク
- ☐ 常駐医師不在時の入浴について
 - ☐ 同意する ☐ 同意しない

令和 年 月 日

【利用者】

<住 所>

<氏 名>

【身元引受人】

<住 所>

<氏 名>

(続柄)